

鳥取県告示第522号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成22年8月24日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成22年8月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
倉吉東郷自転車道線	倉吉市北野字北下河原15-2地先から同市生田字西河原692-6地先まで	平成22年8月24日
仙隠岡田線	倉吉市北野字下河原37-3地先から同市生田字石曾根447-1地先まで	〃